



老老発第0427001号

平成16年4月27日

各
都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市(区)

老人保健主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
の一部改正について

がん検診等については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成10年3月31日老健第64号）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「がん検診指針」という。）をお示ししているところであるが、今般、「がん検診に関する検討会」（座長：垣添忠生国立がんセンター総長）において、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する観点から検討を行い、中間報告書を取りまとめたところである。

当該中間報告書においては、

- ・ 乳がんについては、マンモグラフィ（乳房エックス線検査）を原則として実施することとし、年齢による乳腺密度やマンモグラフィによる検診体制の整備状況を考慮して、当分の間は視触診も併せて実施すること
- ・ 子宮がん（子宮頸部がん及び子宮体部がんをいう。）については、
 - ①子宮頸部がんの罹患のリスクが上昇傾向にある若年層に対して、活発な性活動などの危険因子の周知を行うとともに、十分に受診の機会を提供すること

②子宮頸部がん検診の受診者のうち、子宮体部がんの有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨すること。しかしながら、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて、適切な安全管理のもとでの子宮体部の細胞診を実施すること

等を提言している。

「がん検診に関する検討会」の中間報告書を踏まえ、がん検診指針の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、貴管下市町村及び関係団体に対し周知方をお願いする。

また、がん検診等については、平成16年度中に全ての市町村で改正後のがん検診指針に則して事業が実施されるよう、貴管下市町村及び関係団体と連携を図り、特段のご配慮をお願いする。